

土地を目的とする訴訟の訴訟物の価額の算定基準について

平成6年3月28日民二第79号高等裁判所長官  
地方裁判所長（東京を除く。）あて民事局長通知

標記の算定基準について、東京地方裁判所長から別紙第1のとおり照会があり、別紙第2のとおり回答しました。

なお、この通知による取扱いは、平成6年4月1日から開始されますので、速やかに関係の職員に周知させてください。

おって、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から通知してください。

（別紙第1）

東地裁民庶第365号  
平成6年3月24日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

東京地方裁判所長 神垣英郎

土地を目的とする訴訟の訴訟物の価額の算定基準について（照会）

標記の算定基準については、昭和31年12月12日付け最高裁判所民事甲第412号民事局長通知「訴訟物の価額の算定基準について」により、「目的たる物の価額」は、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の規定による固定資産税の課税標準となる価格（固定資産税課税台帳に登録された価格。以下「固定資産税評価額」という。）のあるものについては、その価格とすることとされています。

ところで、固定資産税評価額は、平成6年度の評価替えにより、宅地については、全国平均で約3倍程度上昇するといわれていますが、近時、全国的に地価が下落する傾向にあり、一部の土地については、新評価額が実勢価格を超えることもあるとされており、更に引き続き地価が下落することも予想されています。

このような状況にかんがみると、固定資産税評価額をそのまま土地を目的とする訴訟の訴訟物の価額の算定基準とすると、目的物の価額以上の金額を受付の際の訴訟物の価額の算定基準とすることになるという不合理な結果を生じることも考えられます。また、当事者が、訴訟の目的である土地の価格は固定資産税評価額以下だとして、固定資産税評価額に満たない金額を基準として申立手数料の額を算定してくることも考えられます。そこで、受付事務の取扱いとしては、新評価額に基づく固定資産評価証明書が交付される平成6年4月1日から当分の間、土地を目的とする訴訟について、受付の段階で手数料が過大に納められることがないように、新評価額に2分の1を乗じて計算した金額を基準として訴訟物の価額を算定し、その額に応じた印紙がちょう付されていれば、訴状を受理したいと考えますが、この取扱いの是非については、前記の民事局長通知との関係上疑義がありますので、貴局の御見解を得たく、照会します。

（別紙第2）

最高裁民二第78号  
（訟ろ-2）  
平成6年3月28日

東京地方裁判所長 殿

最高裁判所事務総局  
民事局長 今井功

土地を目的とする訴訟の訴訟物の価額の算定基準について

（3月24日付け民庶第365号に対する回答）

標記の算定基準については、新評価額に基づく固定資産評価証明書が交付される平成6年4月1日から当分の間、受付事務の取扱いとしては、固定資産税評価額に2分の1を乗じて得た金額を基準とすることが妥当であると考えますので、貴職から照会のあった受付事務の取扱いについては、貴見のとおりで差し支えないと考えます。

なお、この基準は、受付事務に関するものであり、訴訟物の価額について争いのある場合の基準となるものではありませんから、念のため申し添えます（昭和31年12月12日付け最高裁判所民事甲第412号民事局長通知「訴訟物の価額の算定基準について」参照）。

おって、この取扱いについては、日本弁護士連合会も了解しています。